

東電ガスととくガスプラン for au 立替払いサービス請求規約 新旧対照表 (2022年7月1日実施)

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p><b>第 1 1 条 (当社が行う本サービス利用契約の解約等)</b></p> <p>お客さま等に当社が提供する他のサービスの利用料金等 (当社が本債務等と一括してお客さま等に請求する料金等を指します。) の支払遅延等のお客さま等の責に帰すべき事由により、<b>当社</b>の提供する他のサービス等の利用に係る契約が<b>当社</b>により解約された場合には、お客さま等は、<b>当社</b>に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さま等への催告又は通知をすることなく、当社が指定する日をもって本サービス利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の事由が発生した場合、<b>当社</b>との契約に基づき、お客さま等が利用している他のサービスについて利用停止又は解約となる可能性があります。</p>	<p><b>第 1 1 条 (当社が行う本サービス利用契約の解約等)</b></p> <p>お客さま等に<b>当社または au エネルギー &amp; ライフ株式会社 (以下当社と併せて「当社等」といいます。)</b> が提供する他のサービスの利用料金等 (当社が本債務等と一括してお客さま等に請求する料金等を指します。) の支払遅延等のお客さま等の責に帰すべき事由により、<b>当社等</b>の提供する他のサービス等の利用に係る契約が<b>当社等</b>により解約された場合には、お客さま等は、<b>当社等</b>に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さま等への催告又は通知をすることなく、当社が指定する日をもって本サービス利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の事由が発生した場合、<b>当社等</b>との契約に基づき、お客さま等が利用している他のサービスについて利用停止又は解約となる可能性があります。</p>
<p><b>第 1 2 条 (本サービスの終了時の措置及び精算)</b></p> <p>(略)</p> <p>3 理由の如何を問わず、本サービス利用契約が終了した場合、本サービス利用契約を条件として<b>当社</b>又は東電 EP が提供している特典その他の経済上の利益の提供は、直ちに終了するものとします。</p>	<p><b>第 1 2 条 (本サービスの終了時の措置及び精算)</b></p> <p>(略)</p> <p>3 理由の如何を問わず、本サービス利用契約が終了した場合、本サービス利用契約を条件として<b>当社等</b>又は東電 EP が提供している特典その他の経済上の利益の提供は、直ちに終了するものとします。</p>
<p><b>附則</b></p> <p>1. 実施期日</p> <p>本規約は、<b>2022年6月1日</b>から実施します。</p>	<p><b>附則</b></p> <p>1. 実施期日</p> <p>本規約は、<b>2022年7月1日</b>から実施します。</p>